

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 17 日

都道府県民生主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
市区町村後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて

日頃より、後期高齢者医療制度の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

公的給付支給等口座（以下「公金受取口座」という。）を活用した公的給付の支給等を実現するために、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 3 年政令第 345 号）」及び「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和 3 年デジタル庁令第 10 号）」が令和 3 年 12 月 24 日に公布されている旨、各都道府県社会保障・税番号制度主管部局宛にデジタル庁より通知がなされているところです。

各給付制度における公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施は令和 4 年 10 月開始（令和 4 年 10 月～12 月は試行運用期間、令和 5 年 1 月以降、本格運用）が予定されておりますところ、必要な対応事項等について、ご連絡いたします。なお、後期高齢者医療における試行運用・本格運用の開始時期については、関係府省庁と調整中であり、改めてお知らせいたします。

各都道府県後期高齢者医療広域連合におかれましては、引き続き関係者と連携していただき、実施に向けて、別紙 1～3 をご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）厚生労働省保険局高齢者医療課
企画法令係 今井・小見山
電話：03-3595-2090
Mail:koureisyaairyo@mhlw.go.jp

公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けた対応事項について

第 1 制度の概要等

1 公的給付支給等口座登録制度（以下「公金受取口座登録制度」という。）は、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公的給付等（※）の受取のための口座（以下「公金受取口座」という。）として、国（デジタル庁）に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付手続等においてこれを活用する制度です。当該制度により、住民は、事前に公金受取口座を登録しておくことで、個別の給付金等の申請手続において、手続の都度口座情報の記載や通帳の写し等の添付等が不要となる一方、当該申請手続を受ける行政機関等は、マイナンバーを活用した情報連携により、住民が事前登録した上で国（デジタル庁）において一定の確認を行った公金受取口座情報を入手することが可能となります（【別紙 2】 1 頁参照）。

※ 公的給付等とは、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和 3 年法律第 38 号）第 2 条第 2 項及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和 3 年デジタル庁令第 10 号）第 2 条各号における「公的給付の支給等」に該当するものをいう。

2 公金受取口座を活用した給付までの流れは下記のとおり（【別紙 2】 2、3 頁参照）。

（1）公金受取口座登録

住民がマイナポータル等から、口座情報登録・連携システムに公金受取口座の登録を実施。

（2）給付申請（+利用意思表示）

住民が行政機関等に給付申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座を利用する旨を意思表示（住民が給付申請書等において公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をしなければ、公金受取口座は利用できない。）。

（3）行政機関等における口座情報取得

行政機関等が情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供 NWS」という。）による情報連携（窓口・郵送の場合）又は A P I 連携（オンライン申請の場合）により口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得。

※ 行政機関等は、支給の都度、最新の公金受取口座情報の照会を行う。

※ 上記 A P I 連携の提供予定時期については未定ですが、提供を行う際にはデジタル庁よりお知らせいたします。

（4）支給手続

行政機関等は、公金受取口座に振込を実施。

3 公金受取口座登録制度については、住民によるマイナポータルからの公金受取口座の登録を令和 4 年春頃から開始し、行政機関等の情報提供 NWS による情報連携での公金受取口座情報取得を令和 4 年 10 月～12 月まで試行運用、令和 5 年 1 月（予定）以降、本格運用を行っていく予定です（【別紙 2】 4 頁参照）。

- ※ 試行運用とは、申請受付時に通帳の写し等の添付等を取得しつつ、情報連携により取得した公金受取口座情報で業務が行えるかを確認するための並行運用をいいます。
- ※ 本制度のうち、住民による、金融機関窓口等における公金受取口座登録申請も、令和5年度下期以降の実施を予定しています。
- ※ 後期高齢者医療における運用開始時期については関係府省庁と調整中であり、改めてお知らせいたします。

第2 対応が必要な事務

公金受取口座を活用した公的給付等の支給を行う行政機関等において、対応が必要な事務は下記のとおりです。

管理番号	事務手続名	別表第二 主務省令
59-150	入院時食事療養費の支給	第43条の2第1号
59-151	入院時生活療養費の支給	
59-152	保険外併用療養費の支給	
59-153	療養費の支給	
59-154	訪問看護療養費の支給	
59-155	特別療養費の支給	
59-156	移送費の支給	
59-157	高額療養費の支給	
59-158	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	
59-159	葬祭費の支給	
59-160	傷病手当金の支給その他後期高齢者医療給付	
59-161	保険料の還付	第43条の2の2

※ 葬祭費の取扱いについては関係府省庁と調整中であり、改めてお知らせいたします。

第3 対応事項

公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けた対応事項については下記のとおりです。【別紙2】【別紙3】も参照の上、ご対応をお願いいたします。

(1) 制度に係る周知及び住民からの照会対応

令和4年春頃から開始される公金受取口座の登録及び同年10月から開始される公金受取口座への公的給付等の支給に伴い、住民から制度についての問合せが想定されることから、住民の皆さまに公金受取口座登録制度に係る周知、照会対応をお願いすることとなります。公金受取口座登録に係るリーフレットは令和4年3月末までにデジタル庁から提供される予定ですが、周知、照会対応にあたっては、当該リーフレット

及びホームページの資料やマイナンバー制度公式 YouTube チャンネルに掲載されている動画などをご活用ください。

（デジタル庁の公金受取口座登録制度に関するホームページ）

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

（マイナンバー制度公式 YouTube チャンネル）

https://www.youtube.com/channel/UCJODNrmnad3InZ_N1L5wiCg

（２）給付申請の様式の確認・改正等

第２で掲げた対応が必要な事務に関して住民から給付申請が行われる際に、登録した公金受取口座を受取口座として利用する旨の意思を確認いただく必要があることから、住民から当該口座情報をいただく際の申請様式等について見直す必要があり、後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）の改修について検討中です。

各後期高齢者医療広域連合等において個別に定めている様式等がある場合には、改めて見直していただき、公金受取口座の利用意思確認欄の追加等、必要な修正を行っていただきますようお願いいたします（【別紙２】２頁参照）。

（３）業務フローの見直し及びシステム改修等

公的給付等を公金受取口座へ支給する場合には、従来の口座情報の記入欄の代わりに、公金受取口座の利用意思及びマイナンバー記入欄の記載を確認した上で、情報提供NWSによる情報連携により公金受取口座情報を取得する対応が必要となります。なお、口座の有効性の確認については、口座の登録時及び定期的（数年に一度を想定。）にデジタル庁において確認される予定です。

また、公金受取口座は住民がマイナポータルからいつでも変更することができるため、定期的な支給等を行う場合は、当該支給を行う前に都度、公金受取口座が変更されていないか、情報提供NWSにより照会して確認する対応が必要となります。これらの対応ができるように、標準システムについて必要な改修を行っているところです。

※ 管理番号 59-161 は、標準システムの改修には含まれません。

（４）情報提供NWSによる公金受取口座情報取得に係る特定個人情報保護評価（P I A）

公金受取口座情報の照会は、他のマイナンバーを活用した情報連携と同様、情報提供NWSを通じて行うものであり、当該照会においては情報連携開始前に、特定個人情報保護評価（P I A）を行っていただく必要がございます。

なお、P I Aは、特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を取り扱う事務における当該特定個人情報の種類、使用目的・方法、安全管理措置などについて自ら評価するものです。また、全項目評価については、住民等からの意見聴取及び第三者（自治体に設置される個人情報保護審査会など）による点検が行われたうえで、特定個人情報保護評価書の個人情報保護委員会への提出及び公表が必要です。評価・点検に要する期間（点検を行う機関の事務局に確認してくださ

い。)などに考慮し適切な対応をお願いいたします。特定個人情報保護評価書の公表に係る期限については、追ってデジタル庁より示される予定です。

P I Aの範囲については、システム開発の有無により、対応パターンが分かれるところ、後期高齢者医療においては標準システムの改修を行いますので、【別紙3】(2)をご参照ください。

第4 公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けた対応事項に係るQ & A

公金受取口座を活用した公的給付等の支給の実施に向けた対応事項に係るQ & Aを以下のとおり記載致します。当該Q & Aの内容を含め、詳細については、デジタル庁ホームページのQ & Aも合わせてご参照ください。

URL : https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

(Q 1)

住民の皆さまへのご案内はいつから開始すればよいですか。マイナポータルからの公金受取口座の登録はいつから開始予定ですか。

(A 1)

住民の皆さまへの公金受取口座登録に係るご案内に関する情報は、マイナポータルでの登録に係る準備が整い次第、追ってデジタル庁から連絡する予定です。また、あわせてデジタル庁より3月末までにリーフレットが提供される予定ですが、住民の皆さまへ配布を開始する時期についてはデジタル庁からの連絡をお待ちください。

なお、マイナポータルからの公金受取口座の登録は令和4年春頃に開始予定としております。

(Q 2)

給付申請の際に公金受取口座が登録されていない場合や利用の希望がない場合に積極的に公金受取口座利用を推奨する必要はありますか。

(A 2)

公金受取口座登録制度は、給付金の申請手続等において、口座情報の記載や、通帳の写し等の添付等を不要とすることで住民サービスの向上と業務の効率化、デジタル化を推進するものです。可能な限り公金受取口座利用の活用を推奨していただけますと幸いです。

ただし、仮に「各種給付金について、それぞれ異なる口座で受け取りたい」と住民の方が希望する場合は、各給付申請書において個別の口座情報を記載する等、従前どおり個別の口座情報を各制度に提出するようご案内いただければ幸いです。

(Q 3)

登録できる口座の預金の種類に、制限はありますか。(普通預金以外の口座でも登録できますか。)

(A 3)

公金受取口座には以下の種類の預貯金口座が登録できます。それ以外の預貯金口座については登録できませんのでご注意ください。

- ① 普通預金口座・普通貯金口座（ＪＡバンク、ＪＦマリンバンク等）・通常貯金口座（ゆうちょ銀行）
- ② 当座預金口座・当座貯金口座（ゆうちょ銀行の場合は振替口座）
- ③ 総合口座（普通預金・普通貯金を取り扱うもの）

ただし、旧ゆうちょ口座については、全銀協振込マスタの制約上、振込依頼ができないことから、標準システムに登録することが出来ません。公金口座を照会した結果、旧ゆうちょ口座を取得した場合は、ゆうちょ銀行のホームページから全銀協振込用の番号（金融機関コード、支店コード、口座番号）に変換のうえで標準システムに登録してください。

(Q 4)

通帳を発行しない口座やインターネット専業銀行の口座でも登録できますか。

(A 4)

登録ができる口座は、登録可能金融機関の一覧

(https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration_finance)

をご確認ください。

上記リンクに記載の金融機関であれば、通帳が発行されていない口座やインターネット専業銀行の口座も登録できます。

(Q 5)

給付金により振り込まれる口座を分ける方法がありますか。

(A 5)

給付申請書等において公金受取口座の利用を希望する旨の意思表示をすることで、登録された口座情報の利用が可能となりますが、公金受取口座として登録できるのは一人一口座です。

公金受取口座とは別の口座において給付の受取を希望する場合は、従前どおり給付申請時に個別の口座を提出してください。

(Q 6)

口座名義に屋号が入っている預貯金口座を公金受取口座に登録することはできますか。

(A 6)

預貯金口座の名義に、登録者本人の名前のほかに店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合、公金受取口座として登録できません。登録できる口座は、口座名義人が登録者本人と同一の口座です。

(Q7)

登録した口座情報を管理するのは、どこですか。

(A7)

登録された口座情報は、すべて国（デジタル庁）で管理し、情報提供NWSを通じて公的給付等の支給を行う行政機関等に提供・管理されます。

(Q8)

口座を登録すると預貯金額や取引履歴（入出金履歴など）が政府に知られるのですか。また、登録した口座から、税金等が引き落とされることはありますか。

(A8)

公金受取口座は、公的給付等の受取のための口座として金融機関名や口座番号等の口座の情報を登録していただくものです。

公金受取口座を登録いただいたことにより、預貯金残高や取引履歴等の情報が政府や行政機関等に知られること、税金等が引き落とされるということはありません。

なお、本制度とは別に、納税等のために登録口座で口座振替等の手続きがされているかについては、各金融機関にお問い合わせください。

また、税務調査等の法令に基づく場合においては、公金受取口座の登録の有無に関わらず、従前どおり預貯金口座の残高や取引記録等が確認されることがあります。

(Q9)

公金受取口座の登録を抹消することはできますか。

(A9)

公金受取口座を登録されている方は、マイナポータルから登録を抹消することが可能です。なお、登録を抹消したときは、各々公的給付等の支給を行う行政機関等に対して、当該支給の受取口座の情報を、改めて提出する必要があります。

(Q10)

給付申請で意思表示を確認するにあたって、留意すべきことは何ですか。

(A10)

給付申請後に公金受取口座を変更・登録抹消された場合、支給日までの期間が短いと直ちに口座情報が変更できず、変更前の口座に給付される場合がある旨を、住民の皆さまに確実に周知いただくようお願いいたします（なお、口座情報登録・連携システムで変更申請を受付した後、預貯金口座の実在性を確認する等、申請のあった情報の審査を行うため、登録されるまでに一定の期間を要することがあります。マイナポータルからの登録については、数日程度となる予定です。）。

また、各給付申請において「公金受取口座を利用する」旨の申請をしていた住民が、公金受取口座の登録を抹消した場合には、当該行政機関等に対して、別途、公的給付等を支給する口座情報を登録いただく必要があるため、住民の方に周知をお願いいたします。

(Q11)

利用開始時に登録口座を取得すれば、以後の口座の確認は不要ですか。

(A11)

マイナポータルから公金受取口座の変更・登録抹消が行われる可能性があるため、支給の都度、公金受取口座情報の照会を行い、公金受取口座情報を更新する必要があります（この運用により、住民は公金受取口座の変更時における公的給付等の支給をおこなう行政機関等への個別の口座変更届の提出は不要となります。）。

(Q12)

国（デジタル庁）から、公金受取口座の登録・変更・抹消等が行われた際に、行政機関等へのプッシュ通知は検討しないのですか。

(A12)

令和4年10月時点ではプッシュ通知は実施できません。情報連携基盤については、デジタル庁において関係府省庁と連携しながら必要な制度・システムの両面から検討を進めております。

(Q13)

給付申請の都度、公金受取口座を利用するか否かを確認する必要があるのですか。

(A13)

原則として、各給付申請時において、それぞれ公金受取口座を利用するか否かの意思確認を行うことを想定していますが、例えば、当初の申請時に公的給付全般を支給する口座として公金受取口座利用する意思を確認し、その後本人等から当該口座への支給を止めたい旨の申出等があるまでは、振込口座の確認を行わない取扱いを行っている場合には、個別の給付申請の都度、公金受取口座利用の意思確認は不要とすることは可能と考えられます。

(Q14)

中間サーバーに登録される公金受取口座情報はデジタル庁において口座の実在性確認を実施されたものという認識ですが、確認が完了していない情報については登録されないという認識でよろしいですか。

(A14)

原則、デジタル庁において口座の実在性確認をした上で、口座情報登録・連携システムに登録します。

なお、口座情報登録・連携システムへの登録が完了すると登録者（住民）に対して公金受取口座登録完了通知が送られることとなる想定です。

（Q15）

業務システム改修と特定個人情報保護評価（P I A）の対象範囲については、どうすれば確認できますか。

（A15）

想定されるシステム構造等については【別紙3】に記載のとおり。ご参照の上、必要な業務システム改修と特定個人情報保護評価（P I A）をお願いします。

（Q16）

公金受取口座登録制度に関する情報の掲載先、照会先はそれぞれどこですか。

（A16）

公金受取口座登録制度に関する情報の掲載先、照会先は下記のとおり。制度の理解、住民説明にあたっては、掲載先の情報を特に参照願います。

（掲載先）

デジタル庁の公金受取口座登録制度に関するホームページ

https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration

(照会先)

【公金受取口座登録制度に関する照会】

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ基準・標準担当

松井、井上、中尾、秦

Mail:i.bangoseido@digital.go.jp

【住民からの照会先】

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

平日 9 時 30 分～20 時 00 分

土日祝 9 時 30 分～17 時 30 分

音声ガイダンスに従って、第 6 番のメニューを選択してください。（年末年始を除く）

6 番：公金受取口座登録制度に関するお問い合わせ

【各種給付における対応に関する照会】

厚生労働省保険局高齢者医療課

企画法令係 今井・小見山

Mail:koureisyaairyo@mhlw.go.jp

以上

公金受取口座に係る対応の概要

※デジタル庁提供資料より改変。

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の概要

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等が必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理

行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

公金受取口座を活用した給付について①（1回りの給付の場合）

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」がR4.1月に施行され、R4.10月以降、以下の運用が求められている（R4.10～12月は試行運用期間、R5.1月以降は本格運用）。

- 住民は、マイナポータル（デジタル庁）を通じて口座情報登録システムに「公的給付支給等口座（公金受取口座）」を登録する。
- 当該口座登録をしている住民は、行政機関等に給付を申請する際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
- 行政機関等は、給付を行う際に、口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得した上で、住民に支給を行う。

① 公金受取口座登録

国民→口座情報登録システム

- ・ 利用者（住民）は、マイナポータルにおいて口座情報登録システムに、公金受取口座の事前登録を実施

② 給付申請(+利用意思表示)

国民→行政機関等

- ・ 登録者（住民）が行政機関等に対して（各給付の）給付申請を行う際に、受取口座として、登録した公金受取口座を利用する旨を意思表示

③ 行政機関等における口座情報取得

行政機関等→口座情報登録システム

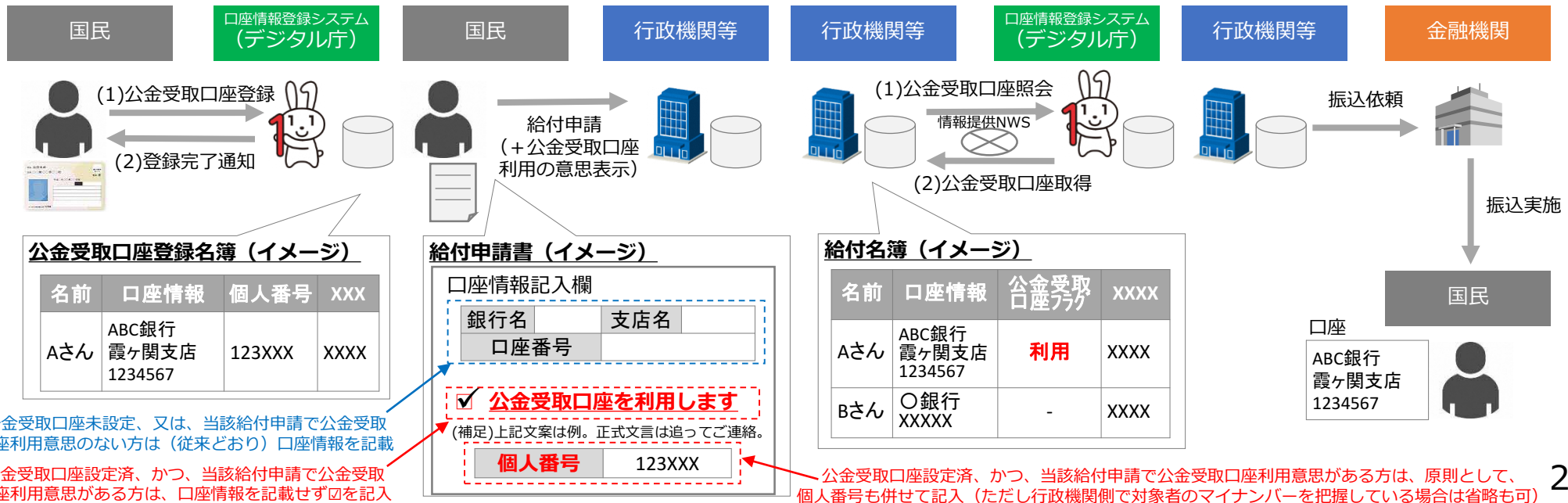
- ・ 行政機関等が、情報提供NWSによる情報連携により口座情報登録システムから公金受取口座情報を取得

※ オンライン申請の場合は、API連携により利用者（住民）が公金口座情報を自動入力できる場合あり。

④ 支給手続

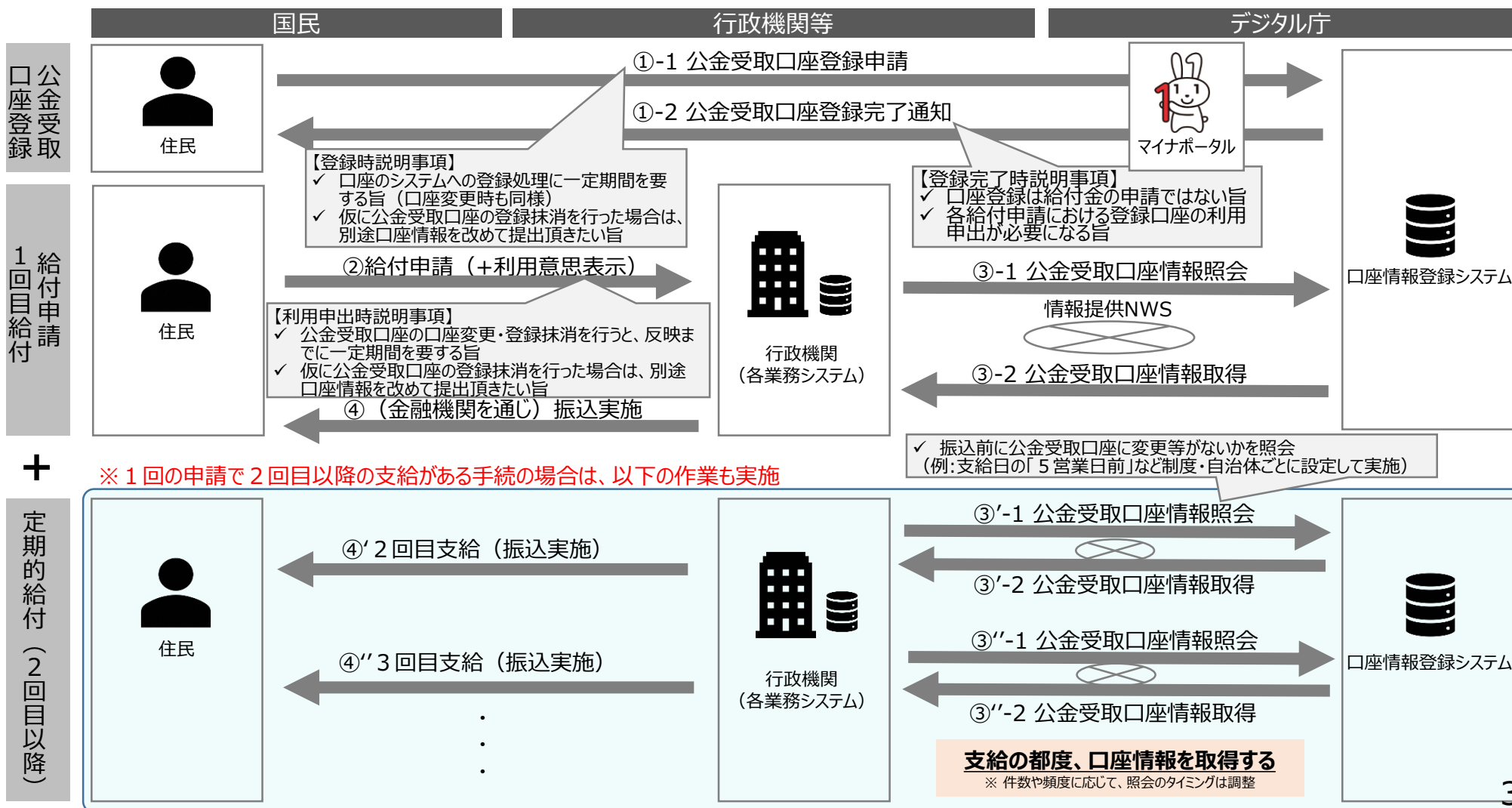
行政機関等→国民

- ・ 行政機関等は、公金受取口座に振込を実施



公金受取口座を活用した給付について②（定期的に行う給付の場合）

- 公金受取口座は、マイナポータル等から一度登録した後も、登録者（住民）による口座の変更や抹消がいつでも可能であるため、1度の給付申請で、定期的な支給を行う手続の場合は、当該支給を行う前に公金受取口座が変更されていないか、行政機関（※照会を自動化する場合は、当該行政機関の各業務システム）において、支給の都度、口座情報を照会することとなる。
- HP等における各給付金の申請案内において、公金受取口座の変更・登録抹消を行った場合は、口座情報登録システムへの反映・確認までに一定期間を要し反映まで一定の期間を要する旨を周知、公金受取口座利用の申出時等に確実に説明する想定。



公金受取口座情報を活用した公金給付の実施に向けたスケジュール（案）

▲現在

国等

行政機関等

国民

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)		2024年度 (令和6年度)	
	1 - 3月	4 - 6月	7 - 9月	10-12月	1 - 3月	上期	下期	上期	下期
制度	ガイドライン作成		(金融機関向け) ガイドライン作成						
		給付申請書等の 様式改正							
口座情報登録システム + 中間サーバー	システム改修			運用開始・保守					次期運用
マイナポータルシステム ／省庁連携機能	システム改修			運用開始・保守					次期運用
預金保険機構	システム改修						運用開始 (開始時期は要調整)		
	金融機関でのシステム改修・業務フロー整理						▲原則全ての金融機関 で口座登録の開始		
各種広報	HP、SNSにて、口座登録に係る広報実施（予定）								
	各種作成物配付（予定）								
行政機関等における 口座情報の利用	PIA + （必要に応じ）システム改修			試行運用	本格運用				
				マイナポータルから、口座情報登録システムに 公金受取口座を登録する方法を案内					
	HP、SNSにて、 口座登録に係る 広報実施、照会対応			公金					

業務システム改修と特定個人情報保護評価（P I A）の対象範囲について

公的給付支給等口座登録制度（以下「公金受取口座登録制度」という。）とは、住民に、現在金融機関にお持ちの預貯金口座を一人一口座、公的給付等の受取のための口座（以下「公金受取口座」という。）として、国（デジタル庁）に事前に登録していただき、国・自治体等の行政機関等において実施している各給付申請のうち、口座情報を取り扱う手続等においてこれを活用する制度です。

公金受取口座情報の照会は、他のマイナンバーを活用した情報連携と同様、情報提供ネットワークシステムを通じて行うものであり、当該照会においては情報連携開始前に、特定個人情報保護評価（以下「P I A」という。）を行っていただく必要があります。

<業務システム改修等の想定される対応パターンと P I A の対象範囲について>

公金受取口座登録制度の全体の業務フローは、【別紙 1】1 頁及び【別紙 2】2・3 頁にお示したとおり、以下の流れとなっています。

- ①公金受取口座登録：住民が、国（デジタル庁）に口座情報を事前登録する。
- ②給付申請（＋利用意思表示）：住民が給付申請の際に公金受取口座を利用する旨の意思表示をする。
- ③行政機関等における口座情報取得：住民のマイナンバーを元に、公金受取口座情報を取得する。
- ④支給手続：行政機関等は、（取得した情報を元に）公金受取口座に振込を実施する。

このうち、主として行政機関等（各都道府県、市区町村等）において、対応頂くこととなる上記②～④（特に、「③行政機関等における口座情報取得」）については、公金受取口座情報の照会を行っていただくこととなりますが、その際の業務システム改修及び P I A の対象範囲については、以下に示すとおり、いくつかの対応パターンが想定されます。

具体的には、令和 4 年 10 月からの試行運用開始までに、業務システム改修が可能な場合は対応パターン（1）を、業務システム改修が困難だが同システムで特定個人情報を管理出来る場合は対応パターン（2）を、業務システム改修が困難であり、かつ、同システムで特定個人情報を管理することも困難な場合は対応パターン（3）を選択することが可能と考えられますが、各自治体の事情に応じた対応パターンを選択し、場合によっては BPR（業務改善）を行った上で、業務システム改修及び P I A の実施をお願いします。

なお、今般、公金受取口座の対象となる事務（【別紙 1】第 2「対応が必要な事務」）については、既に従前より番号法別表第 1 記載事務であるため、既に当該事務について特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）があると考えられますが、そうした場合は、評価書に今回新たに生じる特定個人情報（公金受取口座情報）の取扱いを追記する等により効率的に実施するといった対応が考えられます。P I A の再実施等が必要であるか等の判断については、各自治体における既存の評価書の記載内容や業務フロー等を踏まえ、適切に対応してください。

対応パターン	名称	業務システム改修要否	P I A 実施要否
(1)	業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能にする場合	○(必要)	○(必要※)
(2)	業務システムを改修しないが、同システムで特定個人情報を管理出来るため、その他基幹システム等を用いて情報連携した結果を業務システムに入力して管理する場合	×(不要)	○(必要※)
(3)	業務システムを改修しない、かつ、同業務システムで特定個人情報を管理出来ないため、統合宛名システム等を用いて情報連携を実施しつつ、特定個人情報を別途管理する場合	×(不要)	○(必要※)
(4)	【将来像】業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能とし、かつ、給付申請等自体のオンライン申請を導入する場合	○(必要)	○(必要※)

※対象者数が少数の場合などもありますので、最終的な評価の再実施・修正等の要否は、「特定個人情報保護評価指針」

（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）及同指針の解説も踏まえ、評価実施機関において判断下さい。

（１）業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能にする場合

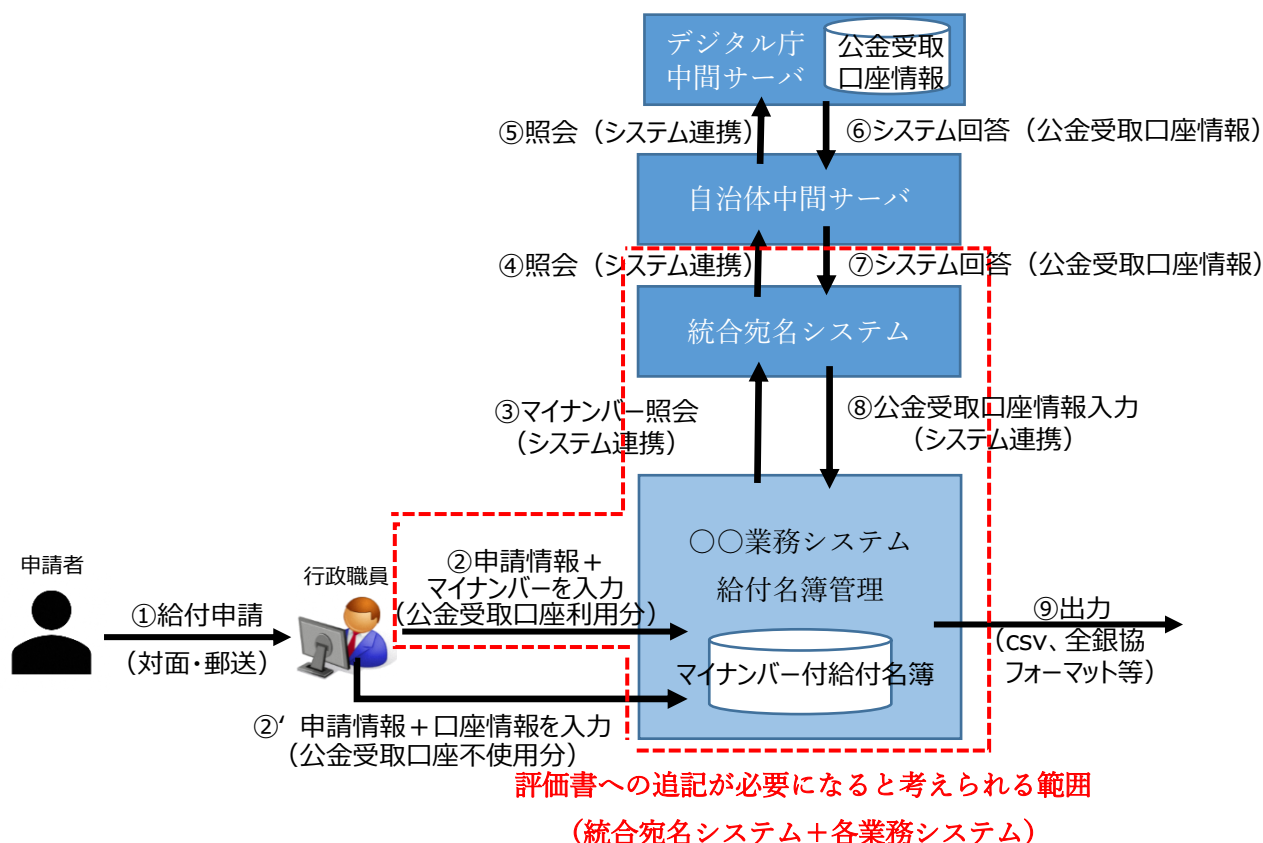
○令和４年 10 月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システムの改修が可能な場合については、

- ・各給付申請の申請情報に加えて、マイナンバーを併せて入力することが出来るように業務システムを改修する
- ・当該業務システムから、直接、情報連携が出来るように改修する（マイナンバーで照会→公金受取口座情報取得をシステム連携で行う）

という対応が考えられます（下図参照）。

○これらの対応により、従来と同様に、業務システムでの処理を継続しつつ、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。

○この場合、P I Aについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに取扱うこととなりますので、当該事務において新たに取扱う統合宛名システム、特定個人情報を管理することとなる各業務システムに係る部分等について評価書への追記が必要となります（※１）。



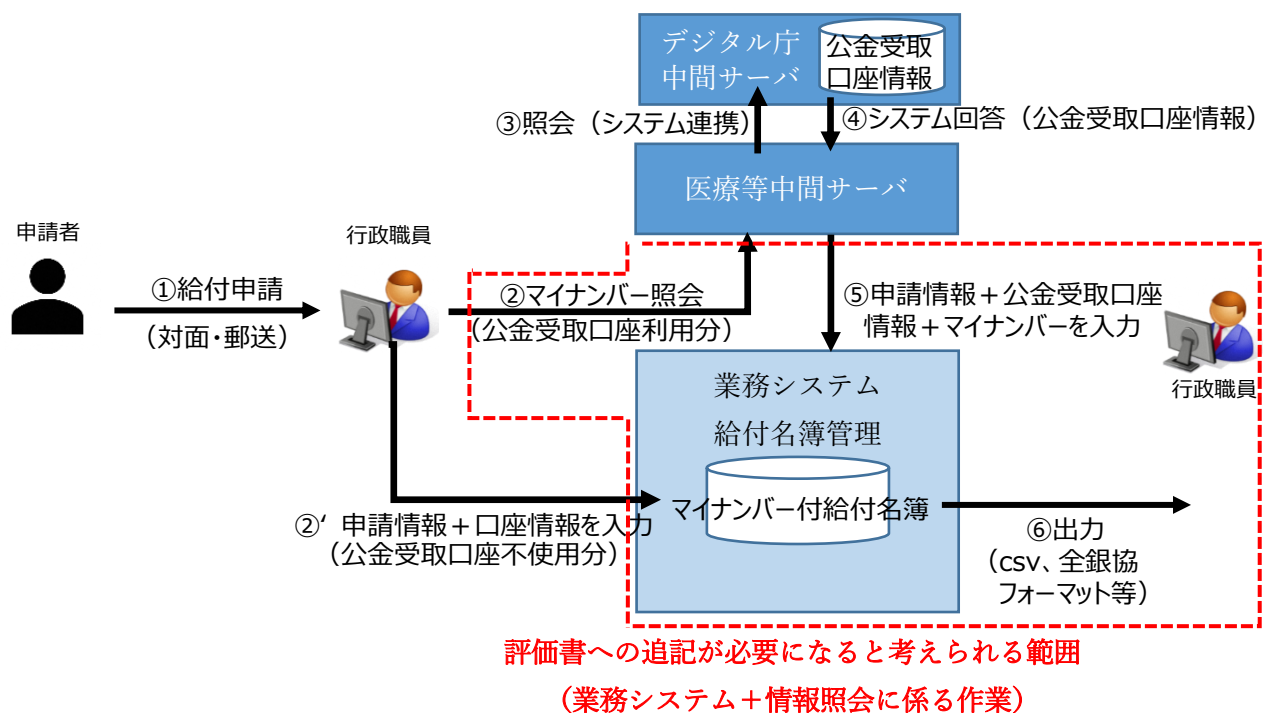
（※１） なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

（２）業務システムを改修しないが、同システムで特定個人情報を管理出来るため、その他基幹システム等を用いて情報連携した結果を業務システムに入力して管理する場合

- 令和４年 10 月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システムの改修が困難であるが、現状の業務システムにおいてマイナンバーを入力して管理できる（特定個人情報を管理できる）場合については、
- ・まず、給付申請書をもとに業務システムを活用して情報連携（マイナンバー照会→公金受取口座情報取得）を行う
 - ・給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報及びマイナンバーを業務システムに入力する
- という対応が考えられます（下図参照）。

- これらの対応により、従来の給付申請の業務フローに加えて、情報連携を実施することで、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。

- この場合、P I Aについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに取扱うこととなりますので、当該事務において新たに取扱う業務システム及び情報照会に係る作業等に係る部分等について評価書への追記が必要となります（※２）。



- （※２）なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

（３）業務システムを改修しない、かつ、同システムで特定個人情報を管理出来ないため、統合宛名システム等を用いて情報連携を実施しつつ、特定個人情報を別途管理する場合

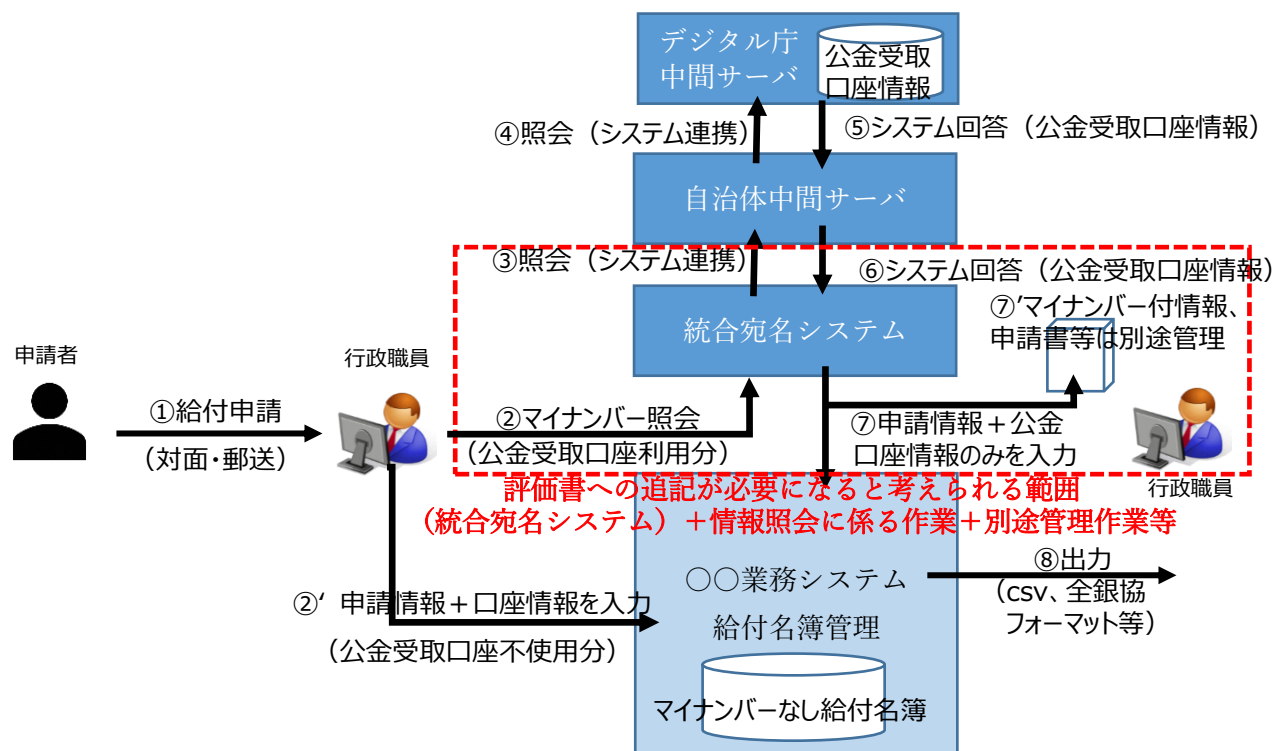
○令和４年 10 月までに、公金受取口座情報を活用することとなる各給付申請を管理している業務システム改修が困難であり、かつ、現状の業務システムにおいてマイナンバーを入力して管理できない（特定個人情報を管理できない）場合については、

- ・まず、給付申請書をもとに統合宛名システムを活用してマイナンバー照会（マイナンバー照会→公金受取口座情報取得）を行う
- ・給付申請書の申請情報に加えて、当該照会した公金受取口座情報を業務システムに入力する
- ・給付申請書に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理する

という対応を実施することが考えられます（下図参照）。

○これらの対応により、従来の業務フローに加えて、マイナンバー照会を実施することで、公金受取口座の照会、当該口座への振込を実施することが可能となります。ただし、各給付申請に記載されたマイナンバー付き情報は、特定個人情報として別途管理することが必要となります。

○この場合、P I Aについては、評価対象の事務において、特定個人情報（公金受取口座情報）を新たに取り扱うこととなりますので、当該事務において新たに取り扱う統合宛名システムと、マイナンバー付き申請書等を管理するファイル等に係る部分等について評価書への追記が必要となります（※３）（※４）。



（※３）業務システムにおいて、マイナンバー入力（特定個人情報管理）が出来ない場合を想定。この場合、業務システムには、給付申請書に書かれている情報のうち、マイナンバーを公金受取口座情報に変換して業務システムに入力した上で、マイナンバー付情報（特定個人情報）は別途管理（給付申請書等を保存して施錠管理など）することとなる。

（※４）なお、上記については標準的な対応を行った場合を想定しており、例えばマイナンバー付きの申請書を別途ファイルして管理する等、追加的な特定個人情報の取扱いが発生する場合は、それについても評価書への追記が必要となる場合があります。

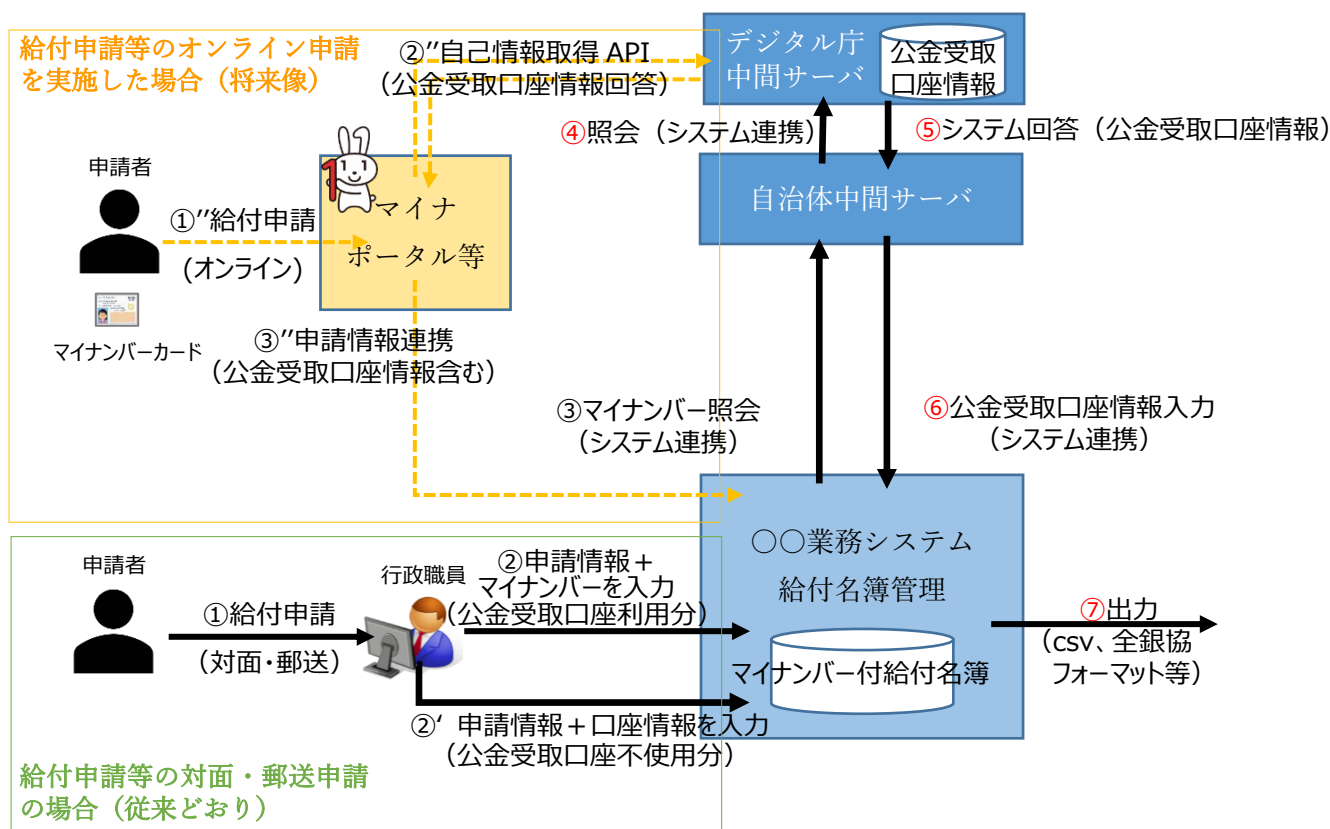
（４）【将来像】業務システムを改修し、特定個人情報を管理出来る同システムから情報連携を可能とし、かつ、給付申請等自体のオンライン申請を導入する場合

○対応パターン（１）～（３）に加えて、将来的に、マイナポータル等を通じてオンライン申請を導入する場合については、

- ・まず、申請者がマイナポータル等のオンライン申請時に、自己情報取得 A P I を用いて、自身で公金受取口座情報を取得し、給付申請とともに、行政機関等に申請する
- ・各業務システムにおいては、当該オンライン申請情報を連携出来るようにするとともに、必要に応じて、適宜、直接、情報連携が出来るように改修する（マイナンバーで照会→公金受取口座情報取得をシステム連携で行う）

という対応が考えられます（下図参照）。

○これらの対応により、従来の業務フローに加えて、申請情報の入力の手間を削減するとともに、公金受取口座への振込を実施することが可能となります（※５）（※６）。



（※５）給付申請等をマイナポータル経由でオンライン申請する場合は、申請者が、申請時に自己情報提供 A P I 機能を用いて公金受取口座情報を添付して、行政機関等に送付することが可能となる見込み。

（※６）１回きりの給付申請をオンライン申請で受け付ける場合（上記①"→②"→③"と進む場合）は、マイナンバー照会が不要とすることが可能（上記「③" 申請情報連携」から「⑦出力」に進む）。

ただし、上記「③" 申請情報連携」から「⑦出力」まで期間があく場合は、公金受取口座が変更されている可能性がありえるため、支給前に上記「③マイナンバー照会」から「⑧公金受取口座情報入力」までの公金受取口座照会フローを行い、口座情報を最新化することが必要となる見込み。